という。 独立行政法人国際協力機構(以下「機構」)がコンサルタント等との 業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争(プロポーザル方式)を採用しま

す。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日(小規 模と位置付けられている案件については、原則本日)から配布しますので、応募 ロボーザル作成に当たっては、 同業務指示書に基づき、 ページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部 (Tel:03-5226-6612) あてにお願いします。 注)本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダ ウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報> お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契 約】」(http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410 01.html)を参 照願います。

2014年1月22日

独立行政法人国際協力機構 契約担当役 清

【1.プロポーザル提出の資格】 以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。 プロポーザル提出の有資格者(共同企業体を編成する場合の構成員を含む)は、平成25・26・27年度全 省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。 資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査

(http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html)を参照願います。
会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、
更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。
また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年10月1日規程
(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年10月1日規程

- 資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。 ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。 ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロ ポーザルを受付けます
- 資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続 きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

. 業務指示書の配布】 [2

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1.に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定 します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書(写)及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同(写)を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

生田っ」を埋みられている万については、門宙写を振小原へにけて結構です。 また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、 その結果通知書(写)に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいてから2~3 営業日で結果通知させていただいています。 なお、業市書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申 ままの異様素(写)等を担っ願います。

請書の受領書(写)等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ(http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html)をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3.情報の公開について】 本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。 また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。 なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます

ます

ょす。 具体的には、 「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づき、下記リンク のとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html) また、下記(1)に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

- (1)公表の対象となる契約相手方(共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)
 - 次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。 ア・当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
- 注)役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。 イ・当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

1. 当機構との間の取引高が総元上文は事業収入の3分の下以上を占めていること (2)公表する情報 契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。 ア. 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 イ. 契約相手方の直近3ヵ年の財務諸表における当機構との取引高 ウ. 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合 エ. 一者様式の20世界を表の表面の2020日

- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4)情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号: 5 国名:ブータン 担当:経済基盤開発部 案件名:電気通信技術(光ファイバー)に係る能力強化プロジェクト

1 契約予定期間:2014年4月上旬~2017年3月下旬

2 参加要件

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。 海外における通信技術に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

特になし

4 今後の選定プロセス(予定)

(1) 業務指示書等配布依頼書受付期間:2014年2月5日から2014年2月7日17:00まで

受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。

依頼書は電子メールにて受付いたします。(冒頭留意事項2.参照)

(2) 業務指示書等ダウンロード期間:2014年2月5日から2014年2月10日23:59まで

上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。

(3) プロポーザル提出:2014年2月21日12:00まで

プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。

(4) 選定結果通知 : 3月上旬

(5) 契約交涉 : 3月上旬~3月中旬

5 業務の目的

ヒマラヤ山脈の東端に所在し国土の凡そ半分が標高3,000メートル以上の急峻な地形にあるブータン国にとって、通信網の整備は、文字通り陸の孤島化している地域をつなぎ社会参加の機会を手に入れる手段として不可欠である。ブータン国政府は通信を含むインフラの未整備が開発の制限要因であるとし、第10次5カ年計画(2008~2013)において通信インフラの整備を重要課題として挙げている。

90年代に我が国無償資金協力により実施された無線中継網の整備は、ブータン国社会経済の各方面に多大なインパクトを与えており、ブータン国より高く評価されている。同支援により整備された全国域伝送網により、地方間の通信状況は大幅に改善された一方、各地域内の加入者網の整備は未だ行き届いておらず、通信サービス全体の品質が低い状況にある。また、既存の域内通信網は金属ケーブルのため伝送損失が大きくその能力が極めて限定的なことから、その効果が市民レベルまでなかなか波及せずにいる。

ブータンテレコム5ヵ年計画(2012年~2017年)では、国内大都市(人口の約70%)をOPGW(光複合架空地線)でカバーすることを目指している。その計画に基づき国内全県への光ファイバー網の整備を開始し、現在までに全ての地域をつなぐ基幹網が完成している。光ファイバー網が整備されれば、固定電話、携帯電話、インターネットによる膨大な情報の高速通信が国内全土で可能となるが、現在までに整備されているのは地域間をつなぐ基幹網だけであり、地域内の加入者網は依然、金属ケーブルが使用されていることから、基幹網が光ファイバー化された利点を十分活用しきれていない。

またブータン国政府は、今後、通信インフラを活用し、地方においても都市部と同様の公共サービを提供するというe-ガバナンス化を目指しており、そのためには、地方部において、PCの他スマートフォンやタブレットが使用できることが不可欠であり、今後見込まれる需要増加に応えるためには、ネットワークのオール光ファイバー化が必要不可欠である。しかし、ブータン国エンジニアは、光ファイバー加入者網の事業計画策定、グランドデザイン、技術基準策定等の経験がない。

以上から、2012年6月、我が国に対し光ファイバー加入者網敷設のための人材育成に係るプロジェクトの要請がなされ、JICAは詳細計画策定調査を実施し、2013年10月にブータン国GNHC(国民総幸福量委員会)との間で合意文書 (Record of Discussions: R/D)に署名し、本プロジェクトを実施することとなった。

【プロジェクト目標】

ブータンテレコム技術者の光ファイバーネットワークの設計・施工管理・運用・維持管理に関する能力が向上する 【実施機関】

ブータンテレコム (Bhutan Telecom Limited)

- 6 業務の範囲及び内容
- (1)業務対象地域

ティンプー、プンツォリン、モンガル

(2)相手国関係機関

ブータンテレコム

(3)業務内容

ア ワークプランの作成・協議

プロジェクト実施の基本方針・方法、業務行程計画等を作成し、これらをワーク・プランに取りまとめる

イ ベースラインの把握、指標設定

プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリング・評価するために想定されているPDM上の指標をレビューし、プロジェクト開始時点のベースラインを把握し指標を設定する

- ウ 必要機材の調達
- エ 技術マニュアル制定のための技術支援

日本のFTTX技術標準を参考にし、ブータン国の気象環境条件及びブータン国で使用される光関連機材をベースに FTTXデザイン・建設マニュアル、 FTTX関連仕様及び品質検査マニュアル、 安全作業管理マニュアルを作成 する

オ 光ファイバー加入者網の0&Mシステム構築のための技術支援

ブータンテレコム本社と地方電話局に勤務するエンジニアに対する技術指導や、現在メタル線路整備のデータ管理を行っているGIS/GPSシステムの見直しを通し、O&Mシステムを構築する

カ トライアルサイト(2か所)におけるトライアル工事実施のための技術支援

FTTX技術者の実用的なスキル・知識の向上を目指し、トライアル工事(光ケーブル敷設・接続・光損失測定・構内配線・機器設定等)を通じた実践的な指導を行う

- キ 国別研修の実施
- ク プロジェクト業務完了報告書の作成
- 7 成果品等
- (1)ワークプラン 2014年7月上旬
- (2)プロジェクト中間業務進捗報告 2015年9月下旬
- (3)プロジェクト業務完了報告書 2017年2月下旬
- 8 主要な分野及び評価対象予定者
- ア 総括 / FTTX技術 / 品質安全管理 (評価対象予定者)
- イ FTTX設計技術
- ウ FTTX建設技術
- 工 GIS/GPS運用技術
- オ FTTX開発技術
- カ ブロードバンド利活用
- 9 特記事項
- ・共同企業体の結成を認める予定
- ・2013年10月にRD署名済み。

注:本案件概要は予定段階のものですので詳細については変更される場合もあります。